

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月30日
【会社名】	東京エレクトロン株式会社
【英訳名】	Tokyo Electron Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 東 哲郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03(5561)7000
【事務連絡者氏名】	総務部長 前島 裕紀
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【電話番号】	03(5561)7000
【事務連絡者氏名】	総務部長 前島 裕紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

東京エレクトロンは、Applied Materials, Inc.（以下、「アプライド マテリアルズ」）との間で、両社対等の経営統合（以下、「本経営統合」）を行う旨を定める経営統合契約（その後の変更を含み、以下、「本統合契約」）を締結したことについて、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定（後記提出済訂正臨時報告書により、提出事由として企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定を追加しております）に基づき、2014年2月19日付で臨時報告書（以下、「提出済臨時報告書」）を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、2014年5月16日付、2014年5月28日付及び2014年7月9日付で、臨時報告書の訂正報告書（以下、「提出済訂正臨時報告書」）を提出いたしました。

本統合契約の規定に従い、東京エレクトロンは、2014年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、TELジャパン合同会社との間で、効力発生日を2014年9月24日として、本経営統合後に東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの完全親会社となるオランダ法準拠の会社（現商号Eteris B.V.）（以下、「本統合持株会社」）の株式を対価として、TELジャパン合同会社を株式交換完全親会社、東京エレクトロンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を行うことを内容とする株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を締結しており、2014年6月20日開催の東京エレクトロンの定時株主総会にて、本株式交換契約を承認する旨の決議をいたしました。

提出済臨時報告書及び提出済訂正臨時報告書にてお知らせしておりますとおり、本株式交換は本経営統合の一環として行われるものであるところ、本経営統合を実行するための本統合契約には、クロージングのための各種の前提条件が定められているため、本株式交換の効力発生のタイミングは、これらの前提条件の充足又は放棄の状況によって左右されることとなります。

東京エレクトロンは、必要な諸手続を勘案し、本株式交換の効力発生日を2014年9月24日から2014年12月30日に変更することといたしました。この変更は、本経営統合が2014年後半に完了する見込みであると公表してきたことに沿うものです。そこで、東京エレクトロンは、2014年7月29日開催の東京エレクトロンの取締役会において、本株式交換の効力発生日を2014年12月30日に変更（以下、「本変更」）することを決議し、TELジャパン合同会社との間で、本変更について合意いたしましたので、提出済臨時報告書及び提出済訂正臨時報告書の記載事項の一部を変更するために、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、本株式交換を含む本経営統合は、原則として本統合契約に定められた全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日が経過する日までの間で、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズが任意に定める日に効力を生じることとされております。そのため、変更後の本株式交換の効力発生日についても、暫定的であって、本経営統合の前提条件の充足又は放棄の状況等に応じて、再度これを変更することがあります（注）。本株式交換の効力発生日が変更される場合には、東京エレクトロンは、会社法の規定に従い、各変更前の本株式交換の効力発生日の前日（効力発生日を前倒しする場合には、変更後の効力発生日の前日）までに、変更後の本株式交換の効力発生日を公告いたします。

（注）東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本統合契約の全ての前提条件が充足又は放棄される時期が確定次第、効力発生日を再度調整の上、最終的に確定することを予定しております。なお、東京証券取引所における東京エレクトロン株式の上場廃止手続及び本統合持株会社の新規上場手続その他の必要な諸手続を勘案し、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、別途合意する場合を除き、本統合契約に従い、本株式交換の効力発生日を、原則として、本統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日目に設定する予定ですが、効力発生日が確定次第、速やかに開示いたします。

## 2 【訂正内容】

訂正箇所は線で示しております。但し、「将来の見通しに関する記述」以降については、その内容を全て訂正後のものに差し替えるものであることから、訂正箇所の下線を付していません。

## 2【報告内容】

3. 当該株式交換の方法、株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の株式交換契約の内容

(中略)

- (2) 本株式交換に係る割当ての内容

(中略)

本経営統合の日程

(訂正前)

本統合契約締結日	2013年9月24日(火)
変更契約締結日	2014年2月15日(土)
株主総会基準日(東京エレクトロン)	2014年3月31日
株主総会基準日(アプライド マテリアルズ)	2014年5月9日
本株式交換契約承認取締役会 (東京エレクトロン)	2014年5月14日
株主総会(東京エレクトロン)	2014年6月20日
株主総会(アプライド マテリアルズ)	2014年6月23日
上場廃止日(東京エレクトロン)	2014年9月18日(暫定)(注1)
本株式交換期日(効力発生日)	2014年9月24日(暫定)(注2)
本経営統合期日(効力発生日)	2014年9月24日(暫定)
本統合持株会社上場日(東証第1部(外国株))	2014年9月24日(暫定)

(注1) 上場廃止日は、本株式交換契約の効力発生日の確定の状況を踏まえて、東京証券取引所によって決定されます。また、現在の本株式交換の効力発生日である2014年9月24日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

(注2) 現在本株式交換契約に規定されている効力発生日(2014年9月24日)においては本経営統合の前提条件が充足又は放棄されないことが判明した場合、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、2014年9月24日以降の日であって、当該日より前に本統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされていると予想される日に効力発生日を延期し、かかる前提条件が充足又は放棄される時期が確定次第、効力発生日を再度調整の上、最終的に確定することを予定しております。なお、東京証券取引所における東京エレクトロン株式の上場廃止手続及び本統合持株会社の新規上場手続その他の必要な諸手続を勘案し、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、別途合意する場合を除き、本統合契約に従い、本株式交換の効力発生日を、原則として、本統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日目に設定する予定ですが、効力発生日が確定次第、速やかに開示いたします。

(後略)

(訂正後)

本統合契約締結日	2013年9月24日(火)
変更契約締結日	2014年2月15日(土)
株主総会基準日(東京エレクトロン)	2014年3月31日
株主総会基準日(アプライド マテリアルズ)	2014年5月9日
本株式交換契約承認取締役会 (東京エレクトロン)	2014年5月14日
株主総会(東京エレクトロン)	2014年6月20日
株主総会(アプライド マテリアルズ)	2014年6月23日
本株式交換変更契約承認取締役会 (東京エレクトロン)	2014年7月29日
本株式交換変更契約書締結 (東京エレクトロン)	2014年7月29日
上場廃止日(東京エレクトロン)	2014年12月25日(暫定)(注1)
本株式交換期日(効力発生日)	2014年12月30日(暫定)(注2)
本経営統合期日(効力発生日)	2014年12月30日(暫定)
本統合持株会社上場日(東証第1部(外国株))	2014年12月30日(暫定)

(注1) 上場廃止日は、本株式交換契約の効力発生日の確定の状況を踏まえて、東京証券取引所によって決定されます。また、本変更後の本株式交換の効力発生日である2014年12月30日がさらに変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

(注2) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本統合契約の全ての前提条件が充足又は放棄される時期が確定次第、効力発生日を再度調整の上、最終的に確定することを予定しております。なお、東京証券取引所における東京エレクトロン株式の上場廃止手続及び本統合持株会社の新規上場手続その他の必要な諸手続を勘案し、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、別途合意する場合を除き、本統合契約に従い、本株式交換の効力発生日を、原則として、本統合契約の全ての前提条件につき、それぞれ充足又は放棄のいずれかがなされた日の翌日から10営業日目に設定する予定ですが、効力発生日が確定次第、速やかに開示いたします。

(後略)

その他の株式交換契約の内容

(訂正前)

## 株式交換契約書

<省略>

(訂正後)

## 株式交換契約書

<省略>

なお、本変更については、株式交換契約書の内容を変更する合意書を締結いたしました。当該合意書の内容は次のとおりです。

## 株式交換効力発生日変更合意書

TELジャパン合同会社(東京都港区赤坂五丁目3番1号。以下「TELジャパン」という。)及び東京エレクトロン株式会社(東京都港区赤坂五丁目3番1号。以下「TEL」という。)は、TELジャパン及びTELとの間において平成26年5月14日付けで締結した株式交換契約書第3条を次のとおり変更することに合意した。

### 第3条 (効力発生日)

本株式交換の効力は、平成26年12月30日(以下「効力発生日」という。)の0時01分又は効力発生日において第6条に定める条件のいずれもが満たされたか若しくは放棄された時点のいずれか遅い方に発生する。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、TELジャパン及びTELが協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

本契約の成立を証するため、本契約書の正本2通を作成し、TELジャパン及びTELが記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月29日

TELジャパン

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
TELジャパン合同会社  
代表社員 東京エレクトロン株式会社  
職務執行者 東 哲郎

TEL

東京都港区赤坂五丁目3番1号  
東京エレクトロン株式会社  
代表取締役会長兼社長 東 哲郎

9. 親会社の異動に関する事項

(中略)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(中略)

異動の年月日

(訂正前)

2014年9月24日(暫定)

(訂正後)

2014年12月30日(暫定)

10. 主要株主の異動に関する事項

(中略)

(訂正前)

(3) 当該異動の年月日

2014年9月24日(暫定)

(訂正後)

(3) 当該異動の年月日

2014年12月30日(暫定)

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 549億6,119万1,468円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 1億8,061万911株

## 将来の見通しに関する記述

本書には、Applied Materials, Inc. (以下、「アプライド マテリアルズ」といいます。)及び東京エレクトロン株式会社(以下、「東京エレクトロン」といいます。)との間における経営統合(以下、「本経営統合」といいます。)及びそれに関連する取引その他の事項について、将来の見通しに関する記述(forward-looking statements)が含まれています。これらの記述は、想定される本経営統合の実行の方法及び条件、両社の事業の動向及び将来の業績、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンのシナジー並びにこれらに類似する事項について言及しています。将来の見通しに関する記述には、「予想する」、「考える」、「かもしれない」、「可能である」、「すべきである」、「する予定である」、「予測する」、「期待する」又はこれらに類似する表現が伴い、これらの記述の基礎となる仮定が含まれております。これらの記述は、この「将来の見通しに関する記述」に述べるものと大きく相違する結果となるような、既知又は未知のリスク及び不確定要素の影響を受けるものであります。かかる要素としては、当事者の本経営統合を適時に実行する能力、関連当局の承認を適時に得られること等の本経営統合完了の条件の充足、潜在的な訴訟の可能性(本経営統合自体に起因するものを含む)、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが、運営、商品ライン、技術及び従業員を成功裡に統合し、シナジー、成長及び本経営統合から生じる税金資産を実現する当事者の能力、認識されていない、過小評価されている、又は開示されていない義務又はその他の債務、世界経済及び事業環境の不確実性、電気製品及び半導体の需要並びに顧客の新技術及び生産量に対する要求といった多くの要素に左右される本経営統合後の製品の需要レベル、(i) 広範囲な製品の開発、実行及び維持、市場の拡大並びに新規市場の開拓、(ii) 費用構造を適時に事業環境に適合させること並びに(iii) 重要な従業員に対する誘引、動機付け及び継続雇用を実行する両当事者の能力並びにその他のアプライド マテリアルズ及び新設された統合持株会社であるエタリス ビーブイ(旧商号:テル - アプライド ホールディングス ビーブイ)より米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission, 'SEC')に提出される書類及び東京エレクトロンより日本の金融庁に提出される書類に記載されるリスクが挙げられます。

「将来の見通しに関する記述」は全て、2013年9月24日又は特定の開示において明示された同日以降の日における経営者の判断、予測及び仮定に基づくものであり、適用法令上必要がない限り、アプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及びエタリス ビーブイはいずれもこれらの「将来の見通しに関する記述」を更新する義務を負いません。